

コーポレートガバナンスおよび内部統制原則

本原則は、日本ユニシス株式会社（以下、当社という）のコーポレートガバナンスおよび内部統制に関する基本的な考え方およびその体制・運営方針を明らかにするものである。

序 章 企業理念・企業行動憲章

1. 企業理念

当社は、日本ユニシスグループが担う社会的な責任を踏まえ、経営の基礎となる企業理念を次のとおり定める。

わたしたちが社会に果たすべきこと

すべての人たちとともに、人と環境にやさしい社会づくりに貢献します

わたしたちが目指すこと

社会の期待と要請に対する感性を磨き、そのために ICT が貢献できることを考え抜く
集団になります

わたしたちが大切にすること

1. 高品質・高技術の追求

社会に役立つ最新の知識を有するとともに、技量を高めます

2. 個人の尊重とチームワークの重視

相手の良い点を見いだし、それを伸ばすことを奨励し合い、互いの強みを活かします

3. 社会・お客様・株主・社員にとり魅力ある会社

ステークホルダーの声に真摯に耳を傾け、企業価値向上に努めます

2. 企業行動憲章

当社は、日々の事業活動において、日本ユニシスグループの役職員が遵守すべき企業行動憲章を次のとおり定め、取締役会はこの浸透・遵守に努める。

わたしたちは、こどもたちの未来を守るために、社会および環境に対する責任を果たします

1. 人と環境の共生を第一に考え、行動します
2. 常に社会的責任の原則に照らし、行動します
3. 社会的責任の中核主題、課題に真摯に取り組みます

社会的責任の原則

社会的責任に関する国際ガイダンス「ISO26000」の7つの原則（説明責任、透明性、倫理的な行動、ステークホルダーの利害の尊重、法の支配の尊重、国際行動規範の尊重、人権の尊重）を指します。

社会的責任の中核主題、課題

社会的責任に関する国際ガイダンス「ISO26000」の7つの中核主題（組織統治、人権、労働慣行、環境、公正な事業慣行、消費者課題、コミュニティへの参画及びコミュニティの発展）、および各中核主題に関する課題を指します。

第一章 コーポレートガバナンス

1. コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

日本ユニシスグループが持続的に成長し、中長期的な企業価値の向上を図るためには、適正かつ有効な監視・監督のもと、経営者による健全かつ迅速な経営判断を可能とする仕組み（コーポレートガバナンス）が不可欠であり、当社はその構築および維持ならびに不断の改善を行う。

また、企業の存在価値が、社会に対し貢献することにあることをふまえ、すべてのステークホルダーとの信頼関係を構築することができるよう、「ステークホルダーの声に真摯に耳を傾け、企業価値向上に努めます」を企業理念のひとつとして定めるとともに、当社はこの理念に沿って事業活動を進める。

2. 当社におけるコーポレートガバナンス体制

当社は、取締役会による監督および社外監査役を含めた監査体制が経営の監視に有効との判断のもと、監査役会設置会社制度を採用し、会計監査人を置く。

取締役会については、変化の激しい業界であることから、業界・社内の状況に精通した社内取締役を中心とし、加えて豊富な経営経験や専門知識等を有する人材を社外取締役として選任することで、より広い視野と客観性を併せ持った意思決定および実効性の高い職務執行の監督の実現を目指す。

また、経営の監督と執行を分離し、迅速な業務執行を可能とするべく、執行役員制度を採用し、適切な範囲で権限委譲を行う。

3. 取締役および取締役会

(1) **取締役会の役割**

取締役会は、法令、定款および当社社内規程の定めに従い、当社の経営の基本方針その他重要事項等の審議、決定を行うとともに、取締役および執行役員による職務執行を含め経営全般に対する監督を行う。

取締役会は、会社法に則り「株式会社の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）」を決議し、その運用状況につき定期的に取締役会にて報告を受け、必要に応じて改善を図る。

(2) **取締役会の体制**

取締役会は、複数名の社外取締役を含む多様で豊富な経歴や知見を有する取締役に構成するとともに、取締役会の機能が効果的かつ効率的に発揮できる適切な員数を維持する。また、経営環境の変化に迅速に対応できる機動的な経営体制の確立と取締役の経営責任の明確化のため、取締役の任期は1年とする。

(3) **取締役会の運営**

取締役会は、原則として毎月1回開催するほか必要に応じて随時開催する。

取締役会議長は、社外取締役に対する十分な議案の説明、事前の検討時間および取締役会における質疑時間の確保等を通じて、取締役会の監督機能および経営判断の適正性を確保する。

取締役会の実効的かつ円滑な運営を支援するために、取締役会事務局を設置する。

(4) **社外取締役**

当社は、取締役会がより広い視野と客観性を併せ持った意思決定と、より実効性の高い職務執行の監督が実現できるよう、豊富な経営経験や専門知識等を有し、社外の客観的・専門的見地から経営全般についての助言および監督を行うことのできる多様な人材を、社外取締役として複数名選任する。なお、社外取締役には、独立社外取締役複数名を含むものとする。

(5) **指名・報酬委員会**

当社は、役員の人事および報酬に関する事項を審議・答申するため、取締役会の諮問委員会として、少なくとも1名の独立社外取締役を含む複数名の取締役に構成される「指名・報酬委員会」を設置する。指名・報酬委員会の役割は次のとおりとする。

当社の取締役および監査役候補者の選定ならびに執行役員の選任に関して、その選定・選任基準および選定・選任プロセスならびに具体的な人事案につき検討・提言を行う。

当社の取締役および執行役員の報酬に関し、報酬体系のあり方ならびに報酬基準および報酬決定プロセスにつき検討・提言を行う。

4. 監査役および監査役会

(1) 監査役および監査役会の役割

監査役および監査役会は、取締役会から独立した組織として、取締役会をはじめとする重要な会議への出席、業務や財産の状況の調査、会計監査人の選解任や監査報酬に係る権限の行使等を通じて、取締役の職務の執行および内部統制システムに関わる監査を行う。

(2) 監査役員の員数、補佐体制

監査役員の員数は3名以上とし、そのうち半数以上は、社外監査役とする。
当社は、監査役監査の実効性を高め、かつ監査機能が円滑に遂行されるよう、監査役室を設置し、監査役の職務遂行を補佐する。

(3) 会計監査人および内部監査部門との連携

監査役および監査役会は、社外取締役ならびに会計監査人および内部監査部門と連携し、適正かつ実効的な監査を行うよう努める。

5. 独立した社外役員を選任

当社は、別途定める「社外役員の独立性に関する判断基準」に沿って、当社からの独立性が担保された社外役員を複数名選任するものとする。

6. 会計監査人

(1) 会計監査人の役割

当社は、開示する財務情報の信頼性に関し会計監査人が株主および投資家に対する責務を負っていることを認識し、会計監査人が適正かつ高品質な監査を行うことのできる体制を整える。

(2) 会計監査人の選任手続き・評価基準の策定

監査役会は、会計監査人の評価基準を策定の上、当該基準による評価を踏まえて会計監査人の選任、解任、再任または不再任に関する株主総会議案の決定を行う。

(3) 会計監査人の独立性および専門性の確認

監査役会は、会計監査人との意見交換や会計監査人からの報告等を通じて定期的に会計監査人の独立性と専門性について確認を行う。

第二章 株主をはじめとするステークホルダーとの関係

1. 株主との関係

(1) 株主の権利・平等性の確保

当社は、各株主をその持分に応じて平等に扱い、少数株主および外国人株主を含む個々の株主の権利確保に努める。

(2) 株主総会における権利行使の環境整備

当社は、株主総会が株主との建設的な対話の場として重要であることを認識し、適切な株主総会の日程の設定、定時株主総会の招集通知の早期発送等、株主が適切に議決権を行使できる環境の整備に努める。

(3) 株主との建設的な対話に関する方針

基本的な考え方

当社は、株主、投資家のみなさまに適時、適切な情報をお届けするために、社長およびCFOが中心となり、積極的なIR活動を行う。

IR体制

専任のIR担当部署を設置し、関連部署およびグループ各社等と適宜情報交換を実施することにより、適切な情報開示を行うための連携体制を整える。

対話の方法

株主・投資家との対話の機会として、決算説明会、事業説明会、施設見学会等を実施し、当社の企業経営や事業活動についての説明に努める。

フィードバック体制

株主・投資家からいただいた意見および懸念事項については、経営陣幹部および取締役会に対し適宜フィードバック等を実施する。

インサイダー情報の管理

決算発表前の情報漏洩を防止し、公平性を確保するために、決算発表前の一定期間を沈黙期間として設定し、この期間は決算に関する質問への回答やコメントを差し控える。また、「インサイダー取引管理規程」を制定し、インサイダー情報の漏洩防止に取り組む。

2. 株主以外のステークホルダーとの関係

当社の中長期的な企業価値向上と社会の持続的な発展のためには、株主・投資家との関係のみならず、お客様、取引先、従業員、地域社会など様々なステークホルダーとの適切な協働が重要であることを認識し、これらのステークホルダーの声に真摯に耳を傾け、その期待と要請に応じていくことを目指す。

第三章 内部統制

1. 当社における内部統制

当社経営者は、本原則に定めるコーポレートガバナンスのもと、適正な事業活動を行い、経営目標を達成するべく、連結グループにおける経営の管理および統制を実現するための自律的な仕組み（内部統制）を整備し、適切に運用する。

内部統制の整備にあたっては、会社法、金融商品取引法をはじめとする各種法令に則り、適切かつ有効な統制環境を構築することを旨とする。

2. 内部統制の目的・基本的要素

当社は(1)に掲げる内部統制の目的を達成するべく、(2)に記載の6点を基本的要素として内部統制の適切な整備・運用・継続的改善に努める。

(1) 内部統制の目的

「業務の有効性および効率性の向上」

日本ユニシスグループは、中期経営計画を立案し具体的な経営目標を定めるとともに、業務の有効性および効率性の向上のための体制整備に努める。

「財務報告の信頼性の確保」

日本ユニシスグループは、財務報告の信頼性を確保するために、「適正な財務報告を行うための基本方針」を定め、ルールを守る誠実な企業風土の醸成に努める。

「事業活動に関わる法令等の遵守（コンプライアンス）」

日本ユニシスグループは、コンプライアンスを業務執行の最重要課題と認識し、「日本ユニシスグループ企業行動憲章」および「グループ・コンプライアンス基本規程」を策定し、これに基づき、グループの全役職員は、法令、社会規範および社内規則を遵守し、倫理的な活動を行う。

「資産の保全（リスク管理）」

日本ユニシスグループは、事業活動を行う上で、様々なリスクと向き合っており、管理対象とするリスクをグループ全体で共通化し一元的に管理することを目的に、グループ共通のリスク分類体系を策定するとともに、未然防止策や発生時の対応策を整備することにより、資産の保全を図る。

(2) 内部統制の基本的要素

「統制環境」

組織の気風を決定し、統制に対する組織内の全ての者の意識に影響を与える重要な要素であり、他の基本的要素の基礎をなす。

「リスクの評価と対応」

組織目標の達成に影響を与える事象のうち、組織目標の達成を阻害する要因をリスク

として識別、分析および評価するとともに、この評価を受けて、当該リスクへの適切な対応を選択する。

「統制活動」

経営者の命令および指示が適切に実行されることを確保するための方針および手続きを定める。

「情報と伝達」

必要な情報が識別、把握および処理され、組織内外および関係者相互に正しく伝えられることを確保する。

「モニタリング（監視活動）」

内部統制が有効に機能していることを継続的に監視・評価し、是正する。

「IT（情報技術）への対応」

組織内において、内部統制の他の基本的要素の有効性を確保するために、IT を有効かつ効率的に利用する。

3. 業務の適正を確保するために必要な体制の整備

当社は、会社法に則り、業務の適正を確保するために必要な以下の体制について、取締役会においてその方針を決議し、体制の整備を行うとともに適切な運用・改善を行う。

- (1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (5) 当社ならびにグループ会社における業務の適正を確保するための体制
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項および監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (7) 監査役への報告に関する体制
- (8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

以 上